

## 公認会計士法の一部を改正する法律案に対する修正案

公認会計士法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

### 公認会計士法及び証券取引法の一部を改正する法律

第一条のうち第一条を第一条の三とし、同条の前に二条を加える改正規定のうち第一条中「、会社等の公正な事業活動」を削る。

第一条のうち第二十四条の次に三条を加える改正規定のうち第二十四条の三中「七会計期間（営業年度、事業年度その他これらに準ずる期間をいう。以下同じ。）の範囲内で政令で定める連続する会計期間のすべての会計期間」を「連続する十会計期間（営業年度、事業年度その他これらに準ずる期間をいう。以下同じ。）のうち五会計期間」に改め、「及び第三十四条の十一の三」を削り、「当該政令で定める連続する会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間」を「当該連続する十会計期間の翌会計期間」に、「当該政令で定める連続する会計期間の翌会計期間以後の会計期間」を「当該会計期間」に改め、「、会計期間」とに「を削る。

第一条のうち第二十八条の次に二条を加える改正規定中「次の二条」を「次の一条」に改め、第二十八条の二を削り、第二十八条の三を第二十八条の二とする。

第一条のうち第三十四条の十一の次に二条を加える改正規定中「次の二条」を「次の一条」に改め、同改正規定のうち第三十四条の十一の二中「第二十四条の二の」を「第二十四条の二及び第二十四条の三本文の」に、「当該監査法人又は当該監査法人」とを「当該監査法人又は当該監査法人」と、第二十四条の三中「監査関連業務（第二条第一項の業務、監査法人の行う同項の業務にその社員として関与すること及びこれらに準ずる業務として内閣府令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「第二条第一項の業務」と、「監査関連業務」とあるのは「当該業務」とに改め、同改正規定中第三十四条の十一の三を削る。

第一条のうち第三十四条の十三の改正規定中第三十四条の十三に次の一項を加える。

2 監査法人は、業務管理体制を整備するに当たっては、第二条第二項の業務を行うことにより同条第一項の業務の公正さに対する信頼が低下することとならないよう必要な措置を講ずるものとする。

第一条中第三十四条の十三の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三十四条の十三の次に次の一条を加える。

(大規模な監査法人の業務等の監査)

第三十四条の十三の二 社員の数が常時百人以上である監査法人は、その定款において、当該監査法人の業務及び財産の状況の監査を行うべき機関を設置する旨を定めなければならない。

第一条のうち第三十四条の十四の次に二条を加える改正規定中「次の二条」を「次の一条」に改め、第三十四条の十四の二を削り、同改正規定のうち第三十四条の十四の三中「第二十八条の三」を「第二十八条の二」に改め、同条を第三十四条の十四の二とする。

第一条中第五十三条第二項の改正規定及び第五十四条の改正規定を削る。

第二条のうち第五条から第十条までの改正規定のうち第八条第二項第一号中「財務会計論」の下に「のうち簿記以外の科目」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

## 二 簿記

第二条のうち第五条から第十条までの改正規定のうち第十条第一項第一号中「会计学」の下に「、簿記」

を加える。

本則に次の一条を加える。

(証券取引法の一部改正)

第三条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第九十三條の二第二項中「第二十四條」の下に、「(同法第十六條の二第四項において準用する場合を含む。)(、第二十四條の二(同法第十六條の二第四項及び第三十四條の十一の二において準用する場合を含む。)(、第二十四條の三(同法第十六條の二第四項及び第三十四條の十一の二において準用する場合を含む。)(」を加え、同條第五項中「第三十四條の二十一第一項第一号」を「第三十四條の二十一第二項第一号」に改める。

第九十七條第一項に次の一号を加える。

八 第九十三條の二第一項に規定する監査証明において、当該監査証明に係る書類について記載が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして証明した者

附則第一条中「附則第二十八條」を「附則第二十六條」に、「附則第三十條、附則第三十二條、附則第三

十六条から第四十五条まで、附則第四十七条、附則第五十条、附則第五十二条及び附則第五十三条」を「附則第二十八条、附則第三十条、附則第三十三条から第四十二条まで、附則第四十四条、附則第四十七条、附則第四十九条及び附則第五十条」に改める。

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 新法第二十四条の三（新法第十六条の二第四項及び第三十四条の十一の二において準用する場合を含む。）の規定の適用については、施行日前に開始した大会社等の会計期間であつて公認会計士若しくは外国公認会計士がこれに係る財務書類について監査関連業務（新法第二十四条の三に規定する監査関連業務をいう。）を行ったもの又は監査法人がこれに係る財務書類について公認会計士法第二条第一項の業務を行ったものの数は、これらの者が財務書類についてこれらの業務を行った大会社等の会計期間の数に算入しない。

附則第十六条を削り、附則第十七条を附則第十六条とし、附則第十八条から第二十三条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第二十四条を削り、附則第二十五条を附則第二十三条とし、附則第二十六条から第三十条までを二条

ずつ繰り上げる。

附則第三十一条の前の見出し並びに同条及び附則第三十二条を削る。

附則第三十二条の見出しを「（特別の利害関係に関する経過措置）」に改め、同条第一項中「附則第三十一条」を「第三条」に改め、同条第二項中「公認会計士が」を「公認会計士又は監査法人が」に改め、「連続する」を削り、同条を附則第二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（証券取引法の一部改正）

第三十条 証券取引法の一部を次のように改正する。

第九十三条の二第一項中「第十六条の二第三項」を「第十六条の二第五項」に改め、同条第二項中「第十六条の二第四項」を「第十六条の二第六項」に改める。

附則第三十四条を附則第三十一条とする。

附則第三十五条のうち第百十五条の改正規定中「第二十四条の三（同法第十六条の二第四項）」の下に「及び第三十四条の十一の二」を加え、附則第三十五条を附則第三十二条とする。

附則第三十六条を附則第三十二条とする。

附則第三十七条のうち第八条の改正規定中「又は同法第十条第二項の規定により公認会計士試験の論文式による試験において会計学の科目について公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者」を削り、「改める」を「改め、同号の次に次の二号を加える」に改め、同改正規定に次のように加える。

- 三の二 公認会計士法第十条第二項の規定により公認会計士試験の論文式による試験において簿記の科目について公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者 会計学に属する科目のうち簿記論
- 三の三 公認会計士法第十条第二項の規定により公認会計士試験の論文式による試験において会計学の科目について公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者 会計学に属する科目のうち財務

#### 諸表論

附則第三十七条を附則第三十四条とし、附則第三十八条から第四十五条までを三条ずつ繰り上げる。

附則第四十六条のうち第四条の改正規定中「第二十四条の三（同法第十六条の二第四項）」の下に「及び第三十四条の十一の二」を加え、附則第四十六条を附則第四十三条とする。

附則第四十七条を附則第四十四条とし、附則第四十八条を附則第四十五条とする。

附則第四十九条のうち第八十七条の改正規定中「第二十四条の三（同法第十六条の二第四項）」の下に「及

び第三十四条の十一の二」を加え、附則第四十九条を附則第四十六条とする。

附則第五十条を附則第四十七条とする。

附則第五十一条のうち第八十七条の改正規定中「第二十四条の三（同法第十六条の二第四項）」の下に「及び第三十四条の十一の二」を加え、附則第五十一条を附則第四十八条とする。

附則第五十二条を附則第四十九条とし、附則第五十三条を附則第五十条とし、附則第五十四条を附則第五十一条とする。

附則第五十五条中「第三十条まで、附則第三十三条、附則第三十八条、附則第四十条、附則第四十三条、附則第四十五条」を「第二十九条まで、附則第三十五条、附則第三十七条、附則第四十条、附則第四十二条」に改め、同条を附則第五十一条とする。